

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定により、第46条第4項第2号の事項のうち、事務所の所在地の変更届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人労働技能講習協会

登録教習機関の所在地

東京都豊島区南長崎四丁目20番5号アーバン南長崎ビル5階

登録教習機関の代表者 会長 齊藤 鷹一

登録教習機関の事務所の名称

一般社団法人労働技能講習協会 静岡連絡事務所

登録教習機関の事務所の所在地

変更前：静岡県御殿場市萩原200番1号清尚ハイム101号

変更後：静岡県御殿場市西田中41番1号パークスイート5号

変更年月日 令和5年9月20日

令和5年9月26日

静岡労働局長